

平成 22 年 7 月 29 日制定  
平成 23 年 8 月 9 日改定  
平成 28 年 8 月 4 日改定  
平成 30 年 8 月 7 日改訂

## 一般社団法人 全国救急救命士教育施設協議会 定款施行細則

(目的)

第 1 条 本細則は、本法人定款(以下「定款」という)第 34 条の規定により定める。

(正会員)

第 2 条 定款第 7 条第 1 項に規定する団体正会員は、救急救命士教育施設(以下「教育施設」という)とし、1 校ごとに、大学にあつては 1 学部ごとに 1 会員とする。ただし、教育施設の教職員は、議決権の有無にかかわらず、社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 個人正会員は、団体正会員の推薦もしくは理事会の推薦に基づいて入会した個人とする。

3 本法人の正会員としての入会を希望する団体は、別に定める入会申請書を提出し、かつ本細則第 5 条および第 6 条に定める入会金と会費を納入しなければならない。

4 本法人の正会員としての入会を希望する個人は、団体正会員または理事会の推薦状を添えて、代表理事に対して入会申請書を提出し、かつ本細則第 6 条に定める会費を納入しなければならない。

5 定款第 9 条に規定する退会届の提出が困難な個人正会員については、所属の団体正会員と理事会の協議によって退会を認めることができる。

(名誉会員)

第 3 条 理事会の推薦と社員総会の承認のもとに、永年功績のあった個人正会員を名誉会員として推戴することができる。

(幹事)

第 4 条 幹事は個人正会員の中から理事会によって選任され、事務局長を補佐して事務局の職務を行う。

(会費等)

第 5 条 定款第 24 条に定める正会員の入会金は、つぎのとおりとする。

(1) 団体会員 100,000 円

但し、個人会員は入会金を免除する。

第6条 定款第24条に定める正会員の会費(年額)は、つぎのとおりとする。

(1) 団体会員 100,000円

(2) 個人会員 1,000円

但し、社員とならない個人会員は会費を免除する。

第7条 定款第24条に定める賛助会員の入会金は無料とし、会費(年額)は、つぎのとおりとする。

(1) 団体会員 1口 10,000円 (口数 自由)

(2) 個人会員 1口 10,000円 (口数 自由)

(細則改廃)

第8条 本細則の改正は、定款の変更に関する定款第30条の規定を準用する。

2 前項に基づき改正された細則は、本細則と一体を為すものとして、その変更の効力発生と同時に施行する。

(権利義務等の承継)

第9条 本法人の前身である任意団体「全国救急救命士教育施設協議会」の権利義務の一切は、本法人が承継するものとする。

2 前項の任意団体の正会員は、本法人の設立後、引き続き本法人の正会員となるものとする。ただし、異議を述べた会員については、この限りではない。